

社会福祉法人十日町福祉会放課後等デイサービス事業所げじょう運営規程

(平成30年12月1日制定)

改正 平成30年12月 1日

平成31年 4月 1日

令和 4年 4月 8日

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人十日町福祉会の設置経営する指定放課後等デイサービス事業所げじょう（以下「事業所」という。）が行う指定放課後等デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び保護者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、都道府県、関係市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 児童福祉法及び「新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成24年新潟県条例第71号）に定める内容の他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第3条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止法に関する責任者の選定及び設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 放課後等デイサービス事業所げじょう
- (2) 所在地 新潟県十日町市下条4丁目183番地2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) 児童発達支援管理責任者 1人（常勤専従）
児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成の業務のほか、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。
- (3) 児童指導員又は保育士 2人以上（うち1人以上は常勤）
放課後等デイサービス計画に基づき、障害児及び障害児の保護者に対し適切な指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

年未年始(12月31日から1月3日)及び国民の祝日を除く月曜日から金曜日とする。ただし、必要に応じて休日に営業する場合がある。

(2) 営業時間

月曜日から金曜日は10時00分から18時00分までとする。土曜日、日曜日、国民の祝日、学校休業日は8時30分から16時30分までとする。

(3) サービス提供時間は次のとおりとする。但し、行事により営業時間を変更する場合がある。

ア 月曜日から金曜日までは、14時00分から18時00分まで。

イ 土曜日は、8時30分から16時30分まで。

ウ 長期休暇期間(学校休業日)は、8時30分から16時30分まで。

(4) 保護者からやむを得ない事情により、上記(2)の時間外の利用があった場合は、延長支援の対応を検討する。

(指定放課後等デイサービスの利用定員)

第7条 当事業所における利用定員は、10人とする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第8条 事業の主たる対象とする障害の種類は、知的障害児とする。

(指定放課後等デイサービスの内容)

第9条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 自立した生活を営むために必要な訓練

(2) 創作的活動(絵本の読み聞かせ、手遊び、工作、体操、調理、音楽プログラムのほか、公園等への外出、季節に応じた行事など)

(3) 地域および学校、その他関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するよう、地域および学校、その他関係機関と連携を図る。

(4) 健康状態の確認

常に健康状態に留意し、必要に応じて検温を行う。異常がある場合は家族と連絡を取る。

(5) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする障害児については、必要な送迎サービスを行う。

(6) 相談、助言に関すること

障害児及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(7) その他日常生活に必要な援助

(保護者から受領する費用の種類及びその額)

第10条 指定放課後等デイサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定放課後等デイサービスが法定代理受領サービスであるときは、各市町村が保護者の家計の負担能力等をしん酌して定める額とする。ただし、基準により算定した費用の額の1割に相当する額が低い場合には、当該相当する額とする。

2 その他の費用の額は、次のとおりとする。

(1) 教材費 実費

(2) おやつ 実費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その障害児の保護者に負担させることが適当と認められるもの 実費

3 前2項の費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付するものとする。

4 第2項の費用に係るサービスの提供に当たっては、保護者に対して事前にサービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるこ

ととする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、十日町市、津南町とする。

2 必要に応じて通常の実地地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 障害児が指定放課後等デイサービスの提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

- (1) 事業に要する室内の機器・物品使用に当たっては、従業者の指示に従うこと。
- (2) 利用者相互の迷惑となるような行為をしないこと。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従業者は、指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第14条 指定放課後等デイサービスの提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、従業者は障害児の避難等適切な措置を講ずる。また、防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うものとする。

(契約時の文書の交付)

第15条 保護者及び障害児に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては、提供する指定放課後等デイサービスの内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第16条 指定放課後等デイサービスを提供した際は、その提供日、内容、実績日数、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(勤務体制の確保等)

第17条 管理者は、従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年2回

(衛生管理)

第18条 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

(重要事項の掲示)

第19条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第20条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記する。

(苦情解決)

第21条 指定放課後等デイサービスの提供に対する保護者及び障害児からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第22条 障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、

当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(暴力団等の排除)

第23条 事業所は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）

第3条に規定する理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

(その他)

第24条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人十日町福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月22日）

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月8日）

この規程は、令和4年4月1日から適用する。

別表1（第21条関係）

障害児又はその保護者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

事業所又は施設の名称	放課後等デイサービス事業所げじょう
提供するサービスの種類	放課後等デイサービス事業

措 置 の 概 要	
1 利用者からの相談又は苦情などに対応する常設の窓口（連絡先）及び担当者設置状況	
苦情担当窓口を次のとおり設置する。	
① 窓口設置場所	新潟県十日町市下条4丁目183番地2 放課後等デイサービス事業所げじょう 指導訓練室(2階) 電話番号：025-755-5271
② 窓口開設時間	9時00分から16時00分まで
③ 対 応 者	苦情受付担当者
④ そ の 他	苦情受付担当者の休日及び16時00分以降についても、電話連絡網により対応する。
2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順	
① 相談及び苦情の対応	相談又は苦情があった場合、原則として苦情受付担当者が対応する。 苦情受付担当者が対応できない場合、他の職員でも対応するが、その旨を直ちに管理者に報告する。
② 確認事項	相談又は苦情については、次の事項について確認する。 相談又は苦情のあった利用者の氏名、提供したサービスの種類、提供した年月日及び時間、担当した職員の氏名（利用者が分かる場合）、具体的な苦情・相談の内容、その他参考事項
③ 相談及び苦情処理期限の説明	相談及び苦情の相手に対し、対応した職員の氏名を名乗るとともに相談・苦情を受けた内容について、回答する期限を併せて説明する。
④ 相談及び苦情処理	概ね次の手順により、相談及び苦情について処理する。 ア 施設内において、管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催する。 イ サービスを提供した者からの概況説明 ウ 問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策についてのディスカッションを行う。 エ 文書により回答を作成し、管理者が利用者に対して事情説明を直接行った上で、文書を渡す。 オ 苦情処理の場合、その概要についてまとめた上で、国民健康保険団体連合会に対して報告を行い、更なる改善点について助言を受ける。 カ 事業実施マニュアルにおいて改善点を明記し、再発の防止を図る。
3 その他参考事項	
サービスの提供にあたり、利用者から苦情があがらないよう提供マニュアルにおいて、接遇などについて徹底するほか、適宜研修を実施し、より利用者の立場に立ったサービスの提供を心掛けるよう職員を指導する。 苦情までに至らないケースであっても、利用者から希望や相談などがあった場合、事例検討会などでの検討材料とし、今後のサービス提供に資するよう工夫する。 また、利用者が気持ちよくサービスを利用できるよう、職員の心身の健康管理に充分配慮する。	

